建物構造：鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造）地上11階建、塔屋１階、地下１階
建物規模：延べ床面積　22,321㎡
工事内容：南館（増築）
空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、雨水濾過設備　新設一式
北館（既存）
空気調和設備、自動制御設備、給水設備、排水設備、消火設備、雨水濾過設備　改設一式
屋外
給水設備、排水設備、消火設備　新設一式

⑸　工期　平成29年７月31日まで

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑺　本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

２　競争参加資格

次の⑴から⒀までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⒀までに掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年12月４日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「平成26―29年度高松サンポート合同（南館）機械設備工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち、「暖冷房衛生設備工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　四国地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者及び代表者以外の構成員は、四国地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事１を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事１の施工実績を有し、他の構成員は、平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事２の施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事１の施工実績を有し、他の構成員は、平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事２の施工実績を有すること。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

同種工事１とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のア）からエ）の要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事とする。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

ア）建物用途　庁舎、事務所又は類似施設。
なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

イ）建物階数　地上11階建以上。

ウ）建物規模　延べ床面積20,000㎡以上。
ただし、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には、建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっても、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む。）が、20,000㎡以上のものについては、同等の実績として認めることとする（「これに付随する部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

エ）工事種目　空気調和設備。

同種工事２とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のオ）からク）の要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事とする。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

オ）建物用途　同種工事１に同じ。

カ）建物階数　地上３階建以上。

キ）建物規模　延べ床面積3,000㎡以上。
ただし、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には、建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっても、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む。）が、3,000㎡以上のものについては、同等の実績として認めることとする（「これに付随する部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

ク）工事種目　同種工事１に同じ。
なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　提出する技術提案が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

１）１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成11年度以降に元請けとして、同種工事２（上記⑸に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、競争参加申請者が経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が、平成11年度以降に元請けとして、同種工事２（上記⑸に掲げる工事）の経験を有していること。
なお、当該経験は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

４）配置予定技術者は、建設業法第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合はこの限りでない。

５）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

６）上記１）から５）について確認出来る書類を添付すること。その添付がなされない場合は、競争に参加できない場合がある。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。